

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、2019年鈴鹿サーキット一般競技規則ならびに本特別規則に従い、準国内競技として開催される。

第1条 競技会名称

新春鈴鹿ゴールドトロフィーレース

第2条 競技種目

四輪自動車によるレース

第3条 競技会格式

準国内競技

第4条 開催日

2020年1月26日（日）

第5条 開催場所

鈴鹿サーキット東コース（2.234km）

第6条 オーガナイザーの名称

○名古屋レーシングクラブ（NRC）

〒463-0065 愛知県名古屋守山区甘藷家 14-40

Tel 052-792-2031 Fax 052-791-8216

○関西スポーツカークラブ（KSCC）

〒577-0827 大阪府東大阪市衣摺 5-1-9

Tel 06-6327-6522 Fax 06-6729-2210

○鈴鹿モータースポーツクラブ（SMSC）

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992

Tel 0593-78-3405

第7条 大会役員

大会会長 鬼頭 正人

組織委員会 組織委員長 鬼頭 正人

組織委員 渡辺 保 組織委員 藤岡 良一

審査委員会 審査委員長 松村 達也

審査委員 鈴木 隆史 審査委員 澤田 公男

競技主要役員

競技長 北村 満明

副競技長 土井 康正 副競技長 池田 哲也

コース委員長 吉田 敏宏 技術委員長 角川 弘樹

計時委員長 牧野 真也 医師団長 瀬戸口 芳正

救急委員長 田中 一正 事務局長 後藤 康次

第8条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則、参加者に対する指示事項、本規則発表後に生じた指示事項は公式通知にて示す。

第9条 タイムテーブル

公式通知にて発表する。

第10条 参加者

当該年度有効なJAF国内競技参加者許可証以上を所持していなければならない。

ただし、ドライバーが参加者を兼ねる場合はその限りではない。

第11条 ドライバー

1. すべてのドライバー（補欠ドライバーを含む）は、有効な自動車運転免許証を所持し、有効なJAF国内競技運転者許可証A以上を所持していること。

2. 20歳未満のドライバーは参加申込みに際し、親権者の承諾書に印鑑証明（3ヶ月以内有効）を添えて提出しなければならない。

3. ドライバーは本規則によるMS共済会加入手続きを完了した者でなければならない。

4. ドライバーの選任

①参加者は1台の参加車両に正ドライバー1名と、補欠ドライバー1名を登録することができる。補欠ドライバー登録は書類審査終了までとし、補欠ドライバー登録料 **5,300**円を添えるものとする。

②補欠ドライバーは正ドライバーとして他の参加車両に登録されていてもよい。

③ドライバーは本競技会の他のレースに重複参加することができる。

5. ドライバーの装備品

①ヘルメット、レーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、ソックス（耐火炎ソックス）、バラグラバス（目出し帽）は、2020年JAF国内競技車両規則、第4編付則、レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則3.～7.および8. 2）までのそれぞれの項目に合致した装備品の着用しなければならない。

②FHRシステム
頭部と頸部の保護装置FHRシステムの装着を義務付ける。

第12条 ビット要員（メカニック）

1. 本競技会に参加が許されるメカニックは16歳以上で参加者によって指名登録され、本規則によるMS共済会加入手続きを完了した者でなければならない。

2. 参加者は、最低1名のビット要員を指名登録しなければならない。

3. 参加者は、ビット要員は3名まで登録ことができ、その中から1名をビット責任者（チーフメカニック）に選任して、指名登録しなければならない。

第13条 参加申込みおよび参加料

1. 参加申込み方法

下記URLよりアクセスし、鈴鹿サーキット公式WEBから申し込まなければならない。

<https://apps.mobilityland.co.jp/msentry/download/2>

2. 参加受付期間

2019年12月16日（月）～2020年1月6日（月）締め切り

3. 問い合わせ先

名古屋レーシングクラブ Tel 052-792-2031 Fax 052-791-8216

4. 参加料

1名につき **44,000**円 NRC、KSCC会員…**38,500**円

MS共済会費（MS共済会未加入者のみ）

ドライバー1名につき 7,000円（補欠ドライバー含む）

ビット要員1名につき 500円

第14条 参加受理および参加拒否

1. 参加申し込み締め切り後、参加申し込み者に対し大会事務局から参加受理または拒否が通知される。

2. オーガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料として **2,200**円を差し引いて参加料を返還する。

3. 正式参加受理後は参加料の返還はされない。

4. 参加を受理された参加者には、ドライバー人数分とビット要員人数分の身分証とサービーカー1台分の車両通行証が発給される。

第15条 書類検査（参加受付）

1. 参加申し込みが正式に受理された参加者には、大会前日または当日に行われる書類検査（選手受付）会場で指名登録されたドライバー、ビット要員の身分証などが正式受理書と引換えに交付される。

2. 書類検査時下記書類を提示もしくは提出しなければならない。

①正式参加受理書

②競技参加者許可証

③競技運転者許可証（ドライバー全員）

④自動車運転免許証（ドライバー全員）

⑤SMSCライセンスもしくはTRMC-Sライセンス（ドライバーおよびビット要員のMS共済加入確認用）

⑥その他提出物がある場合は参加受理書に示す。

第16条 参加車両およびクラス区分

2020JCCAクラシックカーレース特別車両規定に準じた車両とする。ただし、第3章 4.1.2 オープン車両でフロントウィンドシールドを取り外した車両については6点式ロールケージの取り付けを義務付ける。

1. クラス区分

①ヒストリックP・Sスプリントレース

P1クラス：気筒容積1301cc以上のP車両

P2クラス：気筒容積1001cc以上1300cc以下のP車両

P3クラス：気筒容積1000cc以下のP車両

S1クラス：気筒容積1301cc以上のS車両

S2クラス：気筒容積1001cc以上1300cc以下のS車両

S3クラス：気筒容積1000cc以下のS車両

②ヒストリックF・TSスプリント

F1クラス：気筒容積1301cc以下のF車両

F2クラス：気筒容積1311cc以上2400cc以下のF車両

F3クラス：気筒容積2401cc以上のF車両

TS1クラス：気筒容積1310cc以下のTS車両

TS2クラス：気筒容積1311cc以上1510ccまでのTS車両

第17条 競技内容

15周もしくは20分間のスプリントレース

※レース距離は15周であるが、所定のレース距離が走破される前に20分が経過してしまう場合は、20分経過後の周回終了時点で先頭車両がゴールラインを通過した時にチェッカーが提示される。

第18条 決勝出走台数

決勝出走台数は30台とする。

第19条 車両変更

1. 正式参加受理後の車両変更は参加車両に故障、破損その他やむを得ない事情がある場合を除いて認められない。
2. 車両変更は参加申込み時と同クラスについてのみ許され、変更が許される期限は当該クラスの公式予選開始30分前とする。その場合は車両仕様書を新たに提出し車両変更登録料**11,700**円を添えて大会事務局に申し出て、大会審査委員会の承認を得なければならない。

第20条 公式予選

ドライバーは、公式車両検査に合格した車両で公式通知に示されるタイムテーブルによって行われる公式予選に必ず出走しなければならない。

第21条 燃料補給

公式予選、決勝レース中は、競技中の車両に対する燃料補給は認められない。

第22条 レース終了と順位認定

定められた周回数を最短時間で走行を修了した時点、もしくはスタート時刻から20分が経過した時点で先頭車両にチェッカーが振られ終了する。

第23条 レース終了後の車両保管と暫定表彰

1. チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーはコースを徐行して1周した後、ピットロードを通して、所定の車両保管区域に車両を持ち込まなければならない。なお、車両保管区域には競技役員以外は立ち入ることはできない。
ただし、優勝者および2位、3位のドライバーは仮表彰の為、競技役員の指示に従って車両を停車させること。
2. チェッカーフラッグが提示された時点でピットインしていた車両の出走は禁止される。
3. レース終了後、優勝者および2位、3位のドライバーに対しては、ボディウム等で仮表彰が行なわれる。仮表彰を受けることを拒否したドライバーは、賞典を受ける権利を放棄したものとされる。

第24条 賞典

1位～6位にトロフィーを授与する。

ただし、各クラスの参加台数により賞典を制限する場合がある。

第25条 損害の補償

1. 参加者およびその関係者は、オーガナイザー、大会役員、コース所有者が一切の補償責任を免除されていることを承知していなければならない。すなわちオーガナイザー、大会役員、コース所有者はその職務に最善を尽くすのは勿論であるが、もしその行為によって起きたすべての損害に対して一切の補償責任がないことをいう。
2. 参加者は参加車両およびその付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は各自負わなければならない。一般公道上での免責割合は適用しない。
3. 参加者およびその関係者が、会場施設および競技運営器物の破損損壊、その他運営車両、人身へ損害を与えた場合は理由の如何を問わず加害者が全責任を負うものとする。

第26条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈ま

たは決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通知される。

第27条 本規則の施行

本特別規則は、第1条に示される競技会に適用されるもので競技会の参加申込み受付開始と同時に有効となる。

大会組織委員会



新春鈴鹿ゴールドトロフィーレース

格式：JAF公認 準国内競技

特別規則書

NAGOYA RACING CLUB
KANSAI SPORT CAR CLUB
SUZUKA MOTOR SPORTS CLUB

主催：名古屋レーシングクラブ (NRC)
関西スポーツカークラブ (KSCC)
鈴鹿モータースポーツクラブ (SMSC)